特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
16	健康増進に関する事務 基礎	頁目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東海村は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東海村長

公表日

令和7年6月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務				
①事務の名称	健康増進に関する事務				
②事務の概要	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を行う。 ■対象となる検診(一次及び精密)の種類 ・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・計がん検診 ・子宮頸がん検診 ・乳がん検診 ・乳がん検診 ・骨粗鬆症検診 ・歯周疾患検診 ■健康診査及びがん検診等の実施に関する事務 具体的な事務内容については以下のとおり。 ・毎年,各検診の受診年齢到達者および検診対象者に対して,受診勧奨及び個別通知等を送付す				
③システムの名称	健康管理システム,統合宛名システム,中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル	名				
検診情報ファイル、宛名情報	ファイル,中間サーバー				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項, 別表111の項				
4. 情報提供ネットワークシ	ンステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項				
5. 評価実施機関における	5担当部署				
①部署	福祉部健康増進課				
②所属長の役職名	福祉部健康増進課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711				
8. 特定個人情報ファイル	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	東海村福祉部健康増進課 茨城県那珂郡東海村大字村松2005番地 029-282-2797				
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年1月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)5	00人未満
	いつ時点の計数か		令和7年1月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 多	発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
	項目評価書] 施機関については、それぞれ	重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 書又は全項目評価書において、リ	全項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステ	テムを通じた入	.手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付 けが行われるリスクへの対策 は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分 か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	転(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通	にた提供を除く。) []提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続	I]接続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		

7. 朱	7. 特定個人情報の保管・消去					
	固人情報の漏えい・滅 損リスクへの対策は十	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. J	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
	的ミスが発生するリスク 対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
	判断の根拠	特定個人情報等の適正な取り扱いのために各課の事務に応じた対策を検討し、「マイナンバー利用 事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守して必要な措 置を講じているとともに、万が一、情報漏えい等の事案が発生した場合の対応について職員研修を 実施しており、対策は十分であると考えられる。				

9. 監査				
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	· <mark>啓発</mark>			
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考	きえられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えら れる対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策			
当該対策は十分か【再掲】	9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末, 職員,参照範囲が必要最小限となるようアクセス制限を行っており,かつ,定期的にアクセスログの確認を行っている。また、アクセス権限の所有者には、事務取扱担当者研修において離席時のログアウト徹底や目的外利用の禁止を呼びかけており,対策を講じている。			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	①部署	福祉部保健年金課	福祉部健康増進課	事後	
平成28年4月1日	②所属長	福祉部保健年金課長 飯村 透	福祉部健康増進課長 澤畑 恵子	事後	
平成28年4月1日		東海村福祉部保健年金課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村福祉部健康増進課 茨城県那珂郡東 海村大字村松2005番地 029-282-2797	事後	
平成29年4月1日	1. 対象人数	平成27年3月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年3月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	②所属長の役職名	福祉部健康増進課長 澤畑 恵子	福祉部健康増進課長	事後	
平成30年4月1日		東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村 東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村企画総務部総務課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成29年3月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	平成29年3月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成30年3月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	平成30年3月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策		様式変更に伴い新規作成	事後	
令和2年3月25日	 1.对家人致	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月25日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和3年2月22日	IⅡしきい値判断項目 1.対象人数	令和2年3月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年2月22日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和2年3月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和4年1月19日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和4年1月19日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和4年3月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	健康増進法に基づき,がんや生活習慣病等 による疾病の早期発見,早期治療のため,各	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康診査及びがん検診等の実施に関する事	事後	
令和4年3月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	健康管理システム、宛名管理システム	健康管理システム,宛名管理システム,中間 サーバー	事後	
令和4年3月11日		実施しない	実施する	事後	
令和4年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス		番号法第19条第8号, 番号法別表第二項番 102の2, 平成26年内閣府省令第7号 第50条	事後	
令和5年2月6日	I 関連情報	東海村企画総務部総務課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村総務部総務人事課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月6日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年2月6日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年11月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和5年1月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和5年11月28日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和5年1月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和7年3月28日		番号法第9条第1項, 別表第一項番76, 平成26 年内閣府省令第5号 第54条	番号法第9条第1項, 別表111の項	事後	
令和7年3月28日	I 関連情報	番号法第19条第8号,番号法別表第二項番	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表139の項	事後	
令和7年3月28日	1対象人数	令和5年10月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和5年10月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	IVリスク対策 8人手を介在させる作業		特定個人情報等の適正な取り扱いのために各課の事務に応じた対策を検討し、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守して必要な措置を講じているとともに、万が一、情報漏えい等の事案が発生した場合の対応について職員研修を実施しており、対策は十分であると考えられる。	事後	新様式対応
令和7年3月28日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え		3)権限のない者によって不正に使用されるリ スクへの対策	事後	新様式対応
	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か		【十分である】 情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるようアクセス制限を行っており、かつ、定期的にアクセスログの確認を行っている。また、アクセス権限の所有者には、事務取扱担当者研修において離席時のログアウト徹底や目的外利用の禁止を呼びかけており、対策を講じている。	事後	新様式対応
令和7年6月19日	公表日	令和7年3月29日	令和7年6月19日	事前	基幹業務システムの統一・標 準化に向けた再実施
令和7年6月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	東海村総務部総務人事課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村 東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	